

# 近世関東の畑請地の歴史地理的検討

田中豊治

## はじめに

近世日本の田畑名称を記した基本的文献は享保期の「田園類説」<sup>1)</sup>、寛政期の「地方凡例録」<sup>2)</sup>、明治期の元老院刊の「旧典類纂田制編」<sup>3)</sup>、大正期の「徳川幕府県治要略」<sup>4)</sup>の4書である。この中で、詳細且つ具体的な記述をなしているのは、地方凡例録である。

近世の畑の名称については、上上畑…下下畑に及ぶ位づけされた本畑の他に、茶、桑、楮、漆の作種名をつけた上上畑、上畑に準じた位づけのつけられたもの、切替畑としての焼畑、さらに「林畑」「野畑」「萱畑」等の名称をつけられた「畑請地」がある。

畑請地の用語は「年貢割付状」や「村方差出帳」(明細帳)などに記され、林、野、原、牧等に対して、下下畑に準じて畑としての高請け、すなわち貢租地として石盛(斗代)を設定された土地をいう。元来は林野等の土地であるから、〇〇畑と畑名がつけられていてもその実態は多様で、例えば現在の小平市の小川新田の野畑は近世既に畑地化されており、これに反して現在の大宮市の寿野原の林畑のように雑木林として畑地化されないものもあった。(後述)

明治の地租改正によって、畑請地はその実態により畑地化されたものは畑の地券を受け、林野そのままのものは山林の地券を受けている。

従来、畑請地に関して比較的強い関心を示したのは、関東地方史研究会の木村礎、伊藤好一、森安彦氏等で、狭山丘陵以南の武蔵野台地の林畑、野畑の成立を詳論して、林畑、野畑等の畑請地は、天領、藩領、旗本領を問わず、領主の財政欠乏補充手段として設置されたもので、その目的は増税手段であるとの見解を示した。<sup>5)</sup>

筆者は、設置目的についてはこれら先学の見解を諒承するものであるが、畑請地の種別、分布、畑請地の畑作展開過程における意義が不明のまま残されているので、これを歴史地理学の立場から追究することが重要であると考えて、その解明を志した。

## I 畑請地の分布

地方凡例録では畑請地として、林畑、野畑、萱畑、萩畑、芦畑の名称等をあげ、林畑については次のような説明がなされている。「林畑ハ高請致シ雑木等仕立、薪ニ伐出ス畠ヲ云、山畑同然下下畑ノ位モ附難ク、林畑ト申名目ニテ石盛、取箇モ低クツケル、尤林畑ニハ下畑下下ナドノ位ツケタルモアリ、不限山中、野方ニモ里方ニモ地広成処ニアリ、里方ニテモ上州勢多郡辺、武州川越領、野火止領ナド所々アリ、野方ノ悪地也」(巻2、畑名目の項)とある。この記述の中で重要点は「高請致シ」、「薪ニ伐出ス畠」、「下畑下下ナドノ位ツケタルモアリ」、「里方ニテモ上州勢多郡辺、武州川越領、野火止領ナド所々アリ」の表現である。これを要約すると、貢納対象の畑請地であること、「下畑下下ナドノ位ツケタルモアリ」とは、畑地としての性格をもったものもあることを示し、そうしたものが里方の上州勢多郡辺、武州川越領、野火止領などに多く分布しているということである。

これを前提として、最終的には関東1都6県の470区市町村に対して、普通畑以外の畑名が記され、課税地となった土地が、区市町村史で取扱われ、検地帳、年貢割付状、村方明細帳(差出帳を含む)にどのように記されているかを照会したところ、東京都55区市町村中20区市町村、埼玉92市町村中36、群馬70市町村中11、千葉79

表1 近世関東の畑請地の分布

都県	No.	地区	林畑	野畑	萱畑	荻畑	芝畑	山畑	砂畑	柳畑	萩畑	芦畑	その他
群馬	1	渋吉群前大宮赤笠敷新大	川岡馬橋胡城堀懸町田田	○	○		○	○	○		○		見付畑, 流作畑 雑地畑
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
埼玉	12	本美寄深花川江滑東坂鶴毛名飯日入川狭所三朝新和熊行加騎桶上大与浦葛蓮越	庄里居谷園本南川山戸島呂栗能高間島越山沢芳霞座光谷田須西川尾宮野和浦田谷	○				○	○	○	○	○	原畑, 見付畑, 切畑
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25												
	26												
	27												
	28												
	29												
	30												
	31												
	32												
	33												
	34												
	35												
	36												
	37												
	38												
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
東京	48	板練中杉武保田三東清小東立	橋馬野並野谷無鷹米瀬平井山川	○				○					雑地畑, 芝地 柿畑, 切畑, 萱 野, 藪畑
	49												
	50												
	51												
	52												
	53												
	54												
	55												
	56												
	57												
	58												
	59												
	60												
	61												

都県	No.	地区	林畑	野畑	萱畑	萩畑	芝畑	山畑	砂畑	柳畑	萩畑	芦畑	その他
東京都	62	分寺立和山 国東武蔵村 福稲生城	○	○									芝地 見付畑, 切畑, 芝地
	63		○	○									
	64		○	○	○		○						
	65		○	○									
	66		○	○	○		○		○		○		
67	○	○					○						
神奈川県	68	模原間沢崎井田 相座藤茅中松	○										見付畑 切畑
	69		○										
	70		○										
	71		○										
	72		○										
73	○						○						
千葉県	74	津葉戸川橋代 君千松市船八 柏千栄本印佐酒富成大多佐	○										埜地畑 切畑 芝地
	75		○										
	76		○										
	77		○						○				
	78		○										
	79		○										
	80		○										
	81		○		○								
	82		○		○								
	83		○										
	84		○										
	85		○										
	86		○										
87	○												
88	○												
89	○												
90	○												
茨城県	91	守岩猿筑明開 谷井島波野城	○		○		○		○				林畑上, 中, 下 3区分する  見付畑
	92		○					○					
	93		○					○					
	94		○					○					
	95		○					○					
96	○					○							
栃木	97	小西石上真黒 山方橋川岡羽	○										流作畑
	98		○										
	99		○										
	100		○		○								
	101		○										
102	○						○						

103 軽井沢, 104 小諸, 105 佐久 いずれも萩畑, 106 御殿場 野畑, 107 烏山 河原畑

市町村中17, 神奈川県37市町村中6, 栃木48市町村中6, 茨城89市町村中6, 計470区市町村中102市町村より畑請地が存在した史料のある旨回答があり, 96区市町村より未調査で不明との回答があった。この回答結果を表にすると表1のようになる。これを図化すると図1の如くである。

表1から明らかなように, 林畑の占める数が大で区市町村に分布し, 野畑は30市町村で林畑に次いでいる。萩畑は萱畑の別称と地方凡例録

が記すので, 両者を合算すると12, 砂畑14, 山畑11, 萩畑<sup>はぎ</sup>8, 芝畑7, 芦畑1となる。畑請地として高請けしている見付畑9, 流作畑4, 雑事畑3, 柿畑, 原畑, 河原畑各1である。

以上の中で, 山畑の畑請地としての判断はかなり困難で, 切畑も同じ焼畑であるものが若干あると思われる。黒田目出男は中世の畑の類型を「里畑」「山畑」「焼畑」の3類型に分類し, 山畑は山地に存在する定畑の1類型で, 焼畑と異なるとしているが, 高請けしている山畑は定

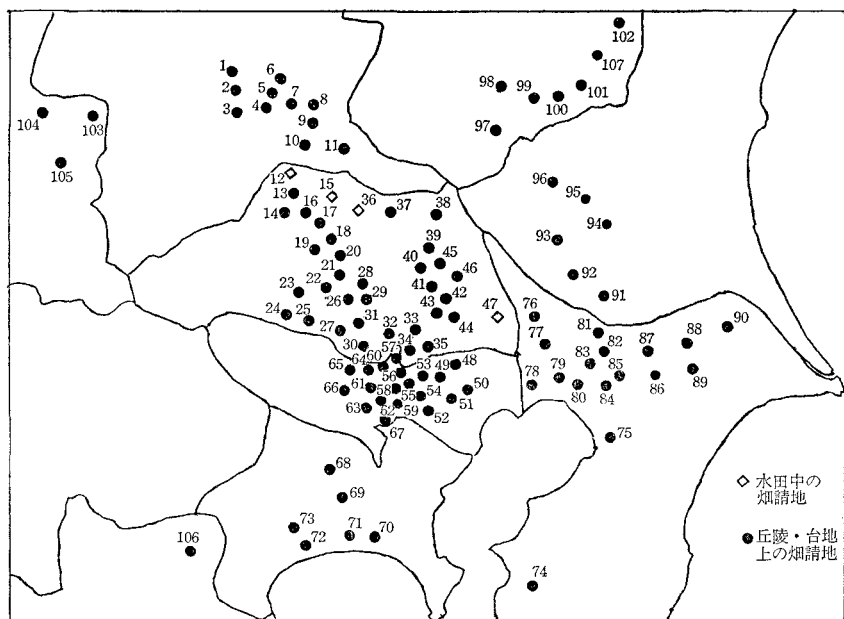


図1 近世関東における煙請地の分布 ※数字は表1のNo.に対応す。

煙として考えるのが適切であろう。<sup>6)</sup>

島根県立図書館には近世の「山畑検地帳」が多数蒐集されているが、その性格を、寛政10年(1798)に松江藩の石倉思敬の著した「地方問答記」では切替畑として扱っており、明治2年の「島根県旧藩租法」も石倉の解釈を受けて「山畑定成は、高山或は、扁平ならざる山等にて壤を運搬し難く、わずかに柴草など焼きて壤に代へ、いささかの穀類を植うる地たるを以て、1反につき米3升、5升、或は7升、其地に応じて貢を奉るなり」とある。筆者の集計によると平均斗代は「0.5」斗代であった。<sup>7) 8)</sup>

地方凡例録が山畑を焼畑と区別して記述している点からみても、山畑の本源的意義は、黒田説を踏襲して近世の畑名目の中で、畑請地を考えるのが適切であると考えられる。

見付畑は「下下の位もつけ難き悪地なれども、そのうちにてもすこし宜しき畑」とあるとおり、定畑に近い畑請地である。

流作畑は河川敷の畑請地で、茨城県守谷町の事例でみると、流作畑が逐次「萱畑」「芝畑」「砂畑」に分化していく事実が判明している。<sup>9)</sup>

雑事畑は、屋敷に接している雑用地であるが、

屋敷は斗代が上畑、上上畑程度の高さなので斗代を下げるため雑事畑の名目で、<sup>10)</sup> 下下畑程度の斗代とした土地である。

藪畑は竹林の多い地区に設けられた畑請地で、竹林や筍の商品化に相応した斗代を課せられた。

原畑は長野県伊那盆地の検地帳にあらわれる畑請地である。同地区には林畑も分布するので、関東地区の野畑、萱畑等に近いものと推定される。関東では本庄市域内に原畑の名称があらわれる。

畑請地の分布に関連して注目すべきは切畑、すなわち焼畑の分布である。毛呂、飯能、入間、所沢、座間、佐倉等に分布している。

東京都下の福生、熊川地区では近世初期に焼畑が分布し、後にその土地が林畑化している。その推移は表2から明瞭によみとれる。すなわち、寛文期には武蔵野台地西端の福生地区は、多摩川段丘面の本田畑を除いては武蔵野台地上に切畑(焼畑)経営が行われていたが、延宝・元禄期には萩畑、芝畑、見付畑が小面積ながら設置され、享保11年「新田検地条目」にしたがって林畑、野畑として編成替されて、元文検地では林畑24町余、野畑21町余として成立した。

安永年間に至って多摩川の河川敷に2町余の砂畑が追加成立した。元文検地帳には切畑、萩畑、芝畑、見付畑の多くは記されていないので、これらが林畑、野畑に統合されたことは明瞭である。<sup>11)</sup>

関東山麓、下総台地の村々で、福生と同傾向の変転をした地区としては、毛呂、飯能、入間、狭山、所沢、立川、本庄、相模野の座間、下総台地の佐倉から佐原に至る牧場地帯がある。とくに下総台地の牧場地区の林畑化については、佐原市史がその状況を「牧場の林畑化」として特記している。その林畑化された地区は、寛保御触書集成によると「耕地化された地区に放牧馬が侵入して耕地を喰荒されないように」との主旨で、牧垣の設定を指示している。

## II 畑請地の地域差

表1から明らかなように、畑請地の種別の名称とその分布には特色がみられる。これを摘記すると次の事実が指摘できる。

### A 南武蔵野の畑請地

ここで南武蔵野とは、狭山丘陵以南の武蔵野で、この地域は表から明らかなように、林畑と野畑の併設が主である。地区としては、西は福生市から東は板橋区、練馬区、中野区に及ぶ地域で、元文元年の検地によって全域に林畑・野畑の併設が成立した。

この併設については、木村礎、伊藤好一がその編著「新田村請」の中で、検地による地目公定において、松林およびこれに準ずる林地は林畑、芝地および秣場等は野畑として区分したことを明らかにしている。この設定が全面的に行われたのは、元文元年の検地で、最大の面積を示すのは、小川新田（現小平市）で、林畑200町、野畑200町が新田検地帳に記されている。<sup>12)</sup>

林畑、野畑の前身は入会地の秣場、林地で、この畑請地化は、農民個々が高請けをして納税義務を負うことを条件としている。すなわち、

表2 福生地区の林畑・野畑成立過程

	史料	畑請地	面積	斗代
寛文8年	申御縄打水帳	切畑	2,132畝09歩	不詳
延宝2年	御検地帳	萩畑	18歩	3斗
元禄6年	御縄内水帳	芝畑	84畝18歩	2斗
〃	〃	見付畑	47畝00歩	不詳
元文元年	新田御検地帳	林畑	2,473畝24歩	2斗
〃	〃	野畑	2,163畝24歩	1斗
安永9年	〃	砂畑	218畝21歩	1斗

(福生市史料より田中作成)

従来の入会地が個人に分割給与せられたのである。入会地時代には村ごとに「野銭」「手山銭」が課せられたが、林畑・野畑化が実施されてからは「反当2斗～3斗」の斗代が個々農民に課せられた。青梅街道、玉川上水筋の地区であるから、江戸府内に野菜類の販売が可能であったので、農民は林畑、野畑の設定には積極的であった。現在の三鷹市域辺までの農家は、江戸の下肥を入手し、これを新開発地に施肥している。<sup>13)</sup>

### B 西武蔵野の開発地

狭山丘陵の西部、現在の瑞穂町、羽村町、青梅市にまたがる台地には畑請地がみられない。畑請地の連続的分布に対して、この地区のみ空白となっているのはいかなる事情によるものか。これはこの地の開発の経過をみるとその理由の大意が推定できる。既に矢嶋仁吉が「武蔵野の集落」でふれているように、この地は慶長期に土豪吉野織部助の開発地で、その開発は加治丘陵、草花丘陵寄りの村々の「出作り」により成立した「井戸の掘抜」によって飲料水を確保した。青梅街道に沿って形成された「新町」は、その地割はもちろん、市場開設に至るまで、近世中期以降の武蔵野新田の範となっている。武蔵野の多くの畑請地が林畑、野畑という名目のもとで近世終止し、明治地租改正によって畑請地の50%内外が普通畑として登記せられたが、西武蔵野の開発畑は、開発当初より本畑として成立し、過渡的形態の畑請地を成立せしめなかった。

### C 北武蔵野の畑請地

ここで北武蔵野と仮称するのは狭山丘陵以北、高麗川以南の地とする。境界都市としては飯能、所沢、新座を南限とし、北限は毛呂山、坂戸を結ぶ線とする。この地域の畑請地については、毛呂山地区、川越地区、所沢地区、新座地区に焦点をあてて、南武・西武と比較したい。

#### イ) 川越地区

「地方凡例録」に畑請地としての林畑は武州川越領にも多くあるが、市史編さん室の近世資料中より、畑請地の名称を摘出すると、林畑、野畑、砂畑、萩畑(上・中・下の区別あり)の4種の畑請地が存在したことが明らかである。普通畑、畑請地の他の注目すべきことは、村方明細帳に芝野、林野、野林、茅野、柳原、上野、中野、立野、薄野、萩野の所在が記され、それぞれ野銭が村方に課せられていることである。これらは入相林野で、畑請地として農民個々に分割、課税されない村落共同体の農用林野である。林畑、野畑、砂畑、萩畑は共用農用林野の農民個々への分割給与によるものであるので、川越地区にその原形がみられることは注目を要する。<sup>14)</sup>

#### ロ) 新座地区

新座地区は、川越藩領の野火止宿と旗本領の片山地区に分れている。野火止側の史料はかなり豊かであるが、片山地区の史料はきわめて少ない。地租改正時点で、旧旗本が故意に資料を焼却して、地租改正の際の不利な取扱いを避けたと伝承されているが、その真偽は不明である。

片山地区に林畑の存在していたことは「辻村検地帳」と「堀之内村絵図」に記されているのみで、他の片山村構成7村分は史料を欠いている。これに対して野火止宿の場合は、寛文以降の検地帳がかなり存在しているので、これを比較すると次のことが判明する。すなわち、寛文元年(1616)の場合「立野」が本村分28町5反5畝6歩、枝村の菅沢、西堀、北野分が合計31町1畝24歩記されているが、これが元禄13年(1700)には「野」と名称が変化し、宝永2年(1705)には「野畑」と記されている。立野時

代には、野火止宿に「野銭」が課せられていたが、宝永以降は農民個々に反当2斗代の貢納が課せられ、野畑の面積は6町6反4畝1歩増加し、66町2反1畝1歩の野畑が成立した。これは立野の実質面積が66町2反1畝1歩存在していたので、農民個々に分割給与の実測によって判明した<sup>15)</sup>ことである。

#### ハ) 毛呂地区

享保3年戊8月の武州入西郡葛貫村高外新反別改帳によると、「惣合2町2反8畝25歩、内下畑1町7反29歩、林畑5反7畝26歩、寛永8年末9月改午の開發、承応3年9月改」とある。ここに記されている林畑が、寛永8年の改で確認され、午の開發によるものであるとすると、その年度は寛永7年(1630)庚午であることになる。それが承応3年(1654)の改で確認されている。このことは、毛呂区の溪口集落の葛貫地区に、17世紀前半に既に林畑の成立があったものとしてきわめて重要で、筆者の蒐集した畑請地史料としては最も古いものである。現在の毛呂山町のうち本畑の外の畑名は、山地の谷合の村の阿須訪、権現堂、宿谷地区の「切畑」のみである。林畑は、葛貫村の東方の下河原新田に享保7年(1722)に新たに設置されるが、これは日高村、鶴ヶ島村等の林畑とともに北武蔵野の畑請地開発と期を一にしているので、葛貫村の林畑の外延的成立とは考え難い。寛永期成立の林畑は、いかなる性格のものであるか現在不明である。地方凡例録による「畑請けされた林地」であることは想像できるが、さてその前駆として何に基準を求むべきかが問題である。仮に文禄3年(1594)の豊臣秀吉の「検地につき相定条々」の五項もの「山島、野畑」に準ずるものであると推定もなし得るが、<sup>16)</sup>確証は得られない。

#### ニ) 所沢原の畑請地

享保19年(1734)の武州入間郡三ヶ島堀之内村の「寅年新田開発御取箇之事」によると、次のような内容が記されている。「総反別18町4畝26歩、畑3町2反8畝16歩、反永20文。畑請未開発8町1反7畝20歩、反永28文。松林5反2畝4歩、反永18文、林請未開発3反61畝26歩、

反永25文。永芝地5町6反9畝28歩，反永18文」の如くである。未請地未開発地の方が普通畑より反永が高い。一見きわめて奇異である，畑より未開発地の方が反永が高いということは何か事情がある故である。所沢市史料からその理由を追究してみると，享保10年に幕府より開発指令があり，所沢原野の開発を命ぜられ，糠谷，三ヶ島，岩岡，北野の村々は，この指令を受けながら飼肥料給源の開発をなさず享保17年に及んだ。よって17年に幕府は再度開発指令を発したが，19年に及んでも開発に至らなかった。そこで代官上坂安左衛門は，上説のような未開発に対する罰則を含めた指令を出し，所沢原の開発を促進した。その結果，開発されて林畑が成立した。享保19年の開発の意図するところは「畑地化」のことである。この所沢原の事例は，南武蔵江戸近郊の村々の林畑開発に伴う態度とまったく相反し，農民が飼肥料給源の減少を憂<sup>17)</sup>いての「未開発」であった。

#### D 上州の畑請地

上州において現在までに判明している畑請地分布市町村は，表の示すように渋川より大田に連なる地域であるが，赤城山麓の宮城村，大胡町の事例が，北武蔵野台地以上に農民に強い影響を与えている。まず宮城村の「前原秀雄文書」が上州の林畑の性格をよく示している。明和7年の勢多郡鼻毛石村(現宮城村)の「差上申一札之事」には次の通り記されている。「上州勢多郡鼻毛石村之儀，村高620石余ニ而，赤城山麓之村方ニ御座候処，田畑反別都合155町4反歩余御座候内，書面之畑反別97町7反8畝17歩之分，御水帳御割等ニ茂畑ト御座候共，一体先規ル林畑山ニ而，此度御見分被成下候通ニ御座候，然ル処前々私領之節ル柴，薪，下草，落葉等迄茂，前橋御城下へ附出売払御上納仕来候」というものであった。武蔵国の畑請地の場合には，反別が下され年代が明記されているが，鼻毛石村の場合には「畑林」とよばれ，「悪地下下畑」「下下畑」の2種に分けられ，畑として位づけられていた。

天保5年(1834)の河原浜村(現大胡町)の

「差出帳」によると，「畑方之儀3分通百姓畑林ニ御座候，畑高之内ニ而御年貢永上納仕候，此反別18町2反歩程，榎，松，竹，萱山ニ而御座候」とある。

以上のような状態なので，明和7年の「畑林御年貢取下願」を代官に提出したが，年貢取下げはきき入れられず，農民は離村し，前橋，江戸等に身売奉公に出るようになり，「無抛親類五人組引受或者村方割賦ニ仕」上納をせざるを得なかった。

このような事例は上州の畑請地，渋川，吉岡，赤堀等の赤城山麓共通であった。

平坦台地の蕨塚本町の寛政2年(1790)「惣反別支別帳」によって，台地村落の畑請地の対処をみると，同村52戸の農家の持反別合計は129町8反1畝14歩で，その内訳は芝畑66町4反4畝18歩(斗代1)，林畑26町4反7畝13歩(斗代1)，新畑12町9反5畝27歩(斗代5)，風除地15町2反4畝2歩(斗代2)，屋敷8町6反7畝14歩(斗代4)となっている。新畑は新開発の普通畑のことで，林畑，芝畑の合計92町9反2畝1歩が総反別の70%を占め低い斗代で対処し，防風林と薪炭林，農用林野の役目を果す風除地が10%以上を占めて，農業経営を維持している。これと同様な傾向を示しているのが笠懸，新田，群馬の町村の事例で，農民側の対処が巧みであ<sup>18)</sup>る。

#### E 下総台地の畑請地

下総台地の畑請地の分布は，東は佐原市，南は千葉市，西は柏市に囲まれた一帯に分布し，君津市がその南方に独立して林畑地域となって存在する。

下総台地の畑請地は武蔵野台地の林畑，野畑分布に類似し，近世開発林野の新田(畑)の中に，下下畑に次いで検地帳，年貢割林野に別記されている。佐倉，成田，佐原市に至る畑請地は林畑が主で，前述の如く，「牧場の林畑化」<sup>19)</sup>がこれに加わっている。方言で「新林」「立出」と称されているのは林畑の別称で，地方凡例録は林地形成面から「原地秣場，又ハ元山等空地ニテ木立無ク一場タテタル所，親規ニモヲ植ル

ヲ新林トイフ。マタ有キタル古林ノ地続ニ木ヲ植足シ、林ヲ広ゲタルヲ立出シト云」とあるが、これは下総台地の林畑が20年～25年交替で畑地と切替利用されるのを、林野生産面から眺めた叙述である。<sup>20)</sup> 柏、松戸、市川、船橋地方の林畑は、畑地利用の他に、江戸への売出し用として「庭木」生産も行ってた。とくに正月用の飾付の松、竹、梅の特産地として近世においては、林畑が庭木生産地でもあった。

武蔵野の野畑に相当するものを下総では「埜地畑」と称した。これは印旛沼周辺の埋立地を干拓して、普通畑化されなかった部分をさしていた。排水路の設置、築堤等によって逐次普通畑化した。<sup>21)</sup>

君津市の林畑は<sup>みのつ</sup>三直地区に存在するもので、旗本の相給地に存在した。近辺は久留里城主黒田氏の藩領で、ここでは山畑、新田（畑）が開発されたが、三直地区は丘陵、台地で開発が容易であったので、林畑という名目で実質耕地化が進んだ。したがって斗代も4斗という高額があった。63人持80筆でその反別は4町3反7畝歩であった。<sup>22)</sup>

#### F 沖積地における畑請地

本庄市、深谷市、熊谷市、行田市域より越谷に至る沖積地水田地帯には、林畑、野畑とは異なった畑請地が分布する。その名称は砂畑、芦畑、柳畑、原畑、藪畑等が主である。これは河川敷、砂堆、自然堤防の林野に設置される畑請地で、主として元禄以降のものである。

元禄8年（1695）に、幕府は25ヶ条に及ぶ検地条目を発しているが、その意図するところは課税対象地の範囲を拡大することで、まずその14条に、それまで非課税地である河川敷、池沼近辺についても、よくよく調査して「野山銭」を申し付けるように命じ、15条に林地、16条に池沼原野にも、それぞれ実情に応じ、芦野銭、野銭、草銭、柳原銭等の名目で課税するように指示している。これらは、本庄市より越谷、岩槻に至る地域に共通している。以上の野山銭申し付け地域のうち、若干条件のよい土地は農民に分割供給し、柳原銭→柳畑、芦野銭→芦畑等

の畑請地化される。

越谷市史によると、享保11年武蔵国埼玉郡越谷領袋山村の絵図が示されているが、河川敷に芦野、柳原が、川筋に囲まれた砂堆地には畑請地が成立していることが明瞭である。<sup>23)</sup>

大宮一浦和台地は武蔵野型の林畑、野畑と低地型の砂畑、芦畑、柳畑の交錯地域である。とくに見沼用水が設置されて、築堤のため水田が池沼化した地区では、その代償として近辺の台地の入会地を畑請地として農民に与えている。台地面上の早くから設置された林畑と、台地末端の用水に臨む分散状態の林畑は、前者が畑地化の速度が遅いのに対して、後者は近世末期にほとんど畑地化した等の特色がみられる。これは東南面傾斜地の後者が北西風の風下に当り、開畑地として有利な条件を備えていたためである。<sup>24)</sup>

#### G 神奈川、茨城、栃木の畑請地

神奈川、茨城、栃木3県には畑請地の分布が少ない。神奈川では相模原と湘南の台地、茨城では筑波以西地、栃木では那須野南部に分布するのみである。

相模原の畑請地は淵之辺近辺と座間地区で、この地区では、幕府が林畑、野畑の設置を命じてもこれに反対の態度を示していたのが特色である。

その一例として文政3年（1820）に淵之辺村と近接の木曾村、根岸村との間に、秣場の林畑化をめぐる紛争が生じている。淵之辺村の主張は、従来からの普通畑が木曾村に、林畑が根岸村に設置されれば、これまでの経緯からみて、木曾、根岸両村の中心部では開発も進むと推定されるが、淵之辺付近では開畑され得ず、林畑名目の林野は荒林野となり、猿、鹿等の棲息地化し、これが淵之辺の田畑に侵入し、作物収納困難になるとのことである。

代官の茂沢は林畑化をとりやめ、「桑園化」することとした。ところが木曾、根岸村では桑畑は上畑なみの斗代があるから、とても採算がとれないと反論して折合がつかず、最終的には文政13年（1830）にその一部を新田村落とし



て開発することになった。この新田村落の検地帳によると次の如くである。(要約)

「見付畑	23町4反6畝24歩	1斗5升代
見付畑	6町6反7畝24歩	1斗代
林畑	8反7畝6歩	1斗代
屋敷	3町6反3歩	
内	6反9畝27歩	家下庭構
	4町9反6畝	雑事畑」

新田村落は、小川新田、三番新田に似た地割で村落が形成され、道路をはさんで相対し、家下庭構の後に井戸があり、「雑事畑」がこれに続き、その背後が畑(見付畑)で、その続きに雑木林(農用林野)が連なる<sup>25)</sup>。

雑事畑は性格的には屋敷地で、厩堆肥置場、苗床、ごみ捨て場、下肥小屋、牛馬舎等を含み、茶樹、その他の庭木を垣根として林野や畑と区分されている。屋敷請とすると斗代が6斗代となり高額なので、新田村落では斗代の低い(1斗~1斗5升)雑事畑(雑地畑と書く地区もある)とする。

結局総反別36町6反余の見付畑中心の新田村落が102戸(61戸ずつ相対)成立した。

以上の相模原の例に対して足柄地方の中井、松田地区の林畑は、宮本常一、最上孝敬等の主張によると「主としてハンノ木林との切替畑」であるという。しかし伝承地として地名をあげたのは中井、遠藤(藤沢市)の2カ所である。文書の裏付と伝承の一致するのは中井地区のみである。すなわち、現在の中井町田中地区の文政12年(1829)の「畑高一入別持高書上」によると、田中地区の1町5反3畝1歩の林畑は20年~25年交替の切替利用地で、17名持、昭和20年代まで切替慣行は続いたという<sup>26) 27)</sup>。

埼玉県桶川市堀之内地区の現地調査によると、通称細谷堀地区の本学院南西地区がその慣行地で、昭和20年代まで続いたという。同地の町田、斉藤、加藤氏の説明を図化すると、図2のようになる。但し林畑とよばれず「起し畑」とよばれ、土地台帳上の地目は「雑種地」で畑の取扱いは受けていない。宮本等が武蔵野に数多く分布する「切替林畑」と考えたのはこの種のもの

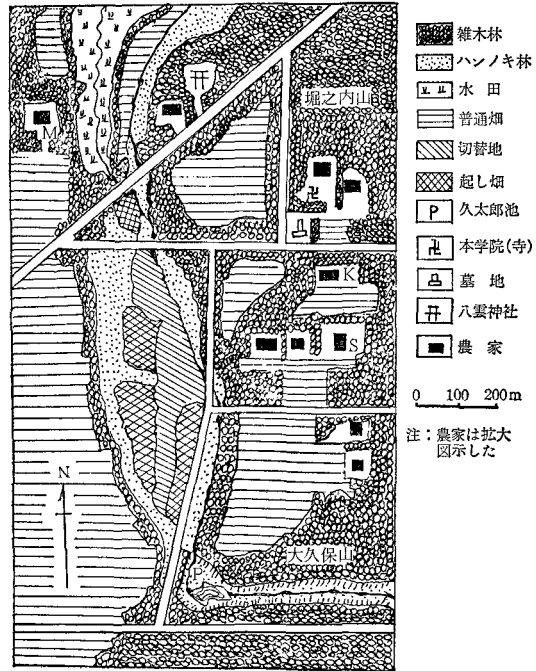


図2 桶川市堀之内9地目(1925年頃)

ではないかと想定されるが、宮本逝去後の現在確認できない。桶川地区で現在ハンノ木林の残存がみられるのは舎人新田北側で、東北新幹線通過地の西側である。但し起し畑慣行は確認できなかった<sup>28)</sup>。

茨城県岩井地区の林畑は上中下に区分され、斗代も3・2・1と区別されている。これは近世末期に耕地化され、生産力の差があつての故と思われる。同様の例は埼玉県川本町等にもみられる。

栃木県の畑請地は北部の黒羽地区の山畑の他は林畑である。畑請地の性格からみて、那須地方に分布がみられるのではないかと推定したが、資料は得られなかった。

埼玉北部、群馬、長野にかけては「荻畑」の名称が頻出する。萱畑のことで軽井沢、小諸、佐久地方では、関東の屋根葺材として大量に販売され、佐久平全体には荻のつく畑名が多い。伊那谷には林畑、原畑がみられ、旗本の畑請地であった。御殿場市には広大な地域にわたって「野畑」が分布している<sup>29)</sup>。

### Ⅲ 地租改正と畑請地

畑請地は、畑としての性格を強調しているものと、林野としての性格のまま温存しているものがあり地域差が多い。さらに検地帳、年貢割付状の中で、普通畑と面積、高を差別しているものと、両者を差別せず分算しているもの、さらに本体は林野であるが、これを下畑、下下畑と位づけして貢納を課しているものがあり地域差が多い。

元禄検地では、林野の課税を強要し、享保の新田検地条目では畑請地の開発を進めていて、その本旨は、年貢率は斗代3～1で低いが江戸近辺では設置を強要し、大岡越前守を奉行とする武蔵野新田開発にあたっては新開発地の普通畑の他に、林畑、野畑の設置も強要している。大岡以後の奉行は林畑、野畑の耕地化を要請している。にもかかわらず、畑請地の普通畑化を検地上、畑請地斗代（多くは2斗、大は4斗、小は1斗）を低く認めていたのは、本田畑の高率納入を主体とし、畑請地収穫を農民自給食糧源として使用せしめる意図<sup>30)</sup>によるものではないかと思われる。

農民にとっては、自己所有地の増加につながるもので、畑請地の普通畑化、とくに肥培耕作によっては中畑、下畑なみの生産も可能なので、江戸近郊では元文の検地による畑請地の増設以後も、林野の開発は進行している。例えば寛保

3年（1743）の江古田新田佐衛門組の開発などはよくその趣を伝えている。同年まで、上中下畑合計8町8反余の地区であったが、同年林野を開発し「林跡下畑1町2反20歩、同下下畑9反4畝11歩、林畑2町5反5畝5歩」が新設された。林畑は幾何もなくして耕地化され、野菜生産地<sup>31)</sup>となって農民の生活を豊かにした。

以上のような次第故に、明治の地租改正で畑化の進行した土地と林野主体の地域では、大きな変化が生じている。極端な例をあげれば、小平市の小川新田の場合は400町歩の畑請地のうち260町歩が畑登記されたが、群馬県の宮城村の例では畑請地（畑林）は林野査定で、近世の貢納過大から救われた。

衆知のように近世の土地丈量は、間の長さの相違や丈量方法の相違により縄延びが普通で、実質的な面積はみかけ上増加している。その増加は20%内外が一般である。これは単位面積が小な場合程実情との差が生じるが、筆者が目撃したいのは、そうした上記の丈量方法相違によってもなお且つ、畑請地が地租改正で普通畑化しているということである。

まず東京都小平地区の林畑、野畑が地租改正でいかに変化したかを、小平町誌の数字を整理して表化しよう。（表3）

この差によれば、地租改正で野畑は畑の地券交付を受け、林畑は、林と共に合算されている

表3 小平地区の林畑、野畑と地租改正結果

地区	地目	新旧区分	総反別 (単位畝)	畑	野畑	林及び畑	屋敷地 ないし宅地	墓地、寺社、 その他
廻田新田		旧	4,065.03	1,274.15	1,470.15	1,275.03	45.00	0
		新	4,782.20	3,338.17	0	984.02	456.21	3.10
小川新田		旧	21,000.18	9,137.03	3,272.21	8,060.12	528.12	0
		新	27,751.06	19,176.05	0	6,976.10	1,596.18	39.01
野中新田		旧	9,425.00	5,738.18	1,543.15	2,300.09	120.18	0
		新	11,230.28	8,305.09	0	2,042.09	823.02	30.08
榎戸新田		旧	9,240.21	4,403.24	2,668.18	2,102.21	65.18	0
		新	11,672.17	8,246.29	0	2,091.17	656.03	34.23

(小平町誌の数字を基として田中表化)

表4 小金井地区の事例

元文元年 (1736)		明治8年 (1875)		
(A) 下小金井新田	田 畑	24.27 畝	田 畑	448.27 畝
	上 畑	1,220.09	畑	6,527.12
	中 畑	1,116.03	宅 地	537.24
	中下 畑	1,233.03	林	2,051.07
	下 畑	533.15	社 地	1.00
	林 畑	1,220.09	墓 地	2.00
	野 畑	1,748.09		
	屋 敷	44.12		
	計	7,123.00		
(B) 関野新田	中 畑	181.06 畝	畑	6,737.29 畝
	中下 畑	853.24	宅 地	568.21
	下 畑	445.00	林	1,979.03
	下下 畑	2,051.15	社 地	16.03
	林 畑	1,328.12	寺 院	13.24
	野 畑	1,810.06	墓	19.19
	屋 敷	79.24	捨 場	7.22
	計	6,749.27	計	9,343.01

ので正確な畑地化の面積は不明であるが、小川新田の場合は8,060畝のうち6,916畝10歩、すなわち80%以上の畑地登記が行われている。これは丈量の縄延びの結果ではなく、畑請地の畑登記によるものである。

小金井地区の下小金井新田と関野新田の場合もまったく同一である。

まず元文元年の普通畑面積は41町3畝で、林地、野畑の面積は29町6反8畝18歩であるが、明治8年の地租改正結果では畑は65町2反7畝12歩で、元文の畑面積と算術計算でも24町2反4畝12歩畑面積増加で、これも縄延びとは考えられない。仮に縄延面積20%としても、その増加は8町2反6畝である。つまり林畑、野畑の普通畑登記に原因していると考えざるを得ない。

関野新田の元文期の畑面積は35町3反1畝15歩、畑請地の面積は31町3反3畝18歩、地租改正後の畑面積は67町3反7畝29歩である。その差は32町6畝14歩で、これも縄延びの結果ではなく畑請地の31町3反余よりも大で、他の入会地中の若干が地租改正後の面積に加わっていると思われる。

大宮市の吉野原村の場合をみると、宝永4年普通畑103町3反3畝10歩、林畑62町8反6歩とあるが、明治8年の畑面積149町5反8畝1歩とあり、林畑中より43町2反4畝21歩が地租改正の結果加えられている<sup>32)</sup>。

以上は、畑請地と普通畑が別記され、明治8年の「田畑其他取調綴帳」に明記されている場合の事例である。この年の田畑面積調査は「武蔵国郡村誌」に引用され、且つ「皇国地誌」にも掲載されている数字であるので、近世との比較が容易である。

砂畑、葦畑、萩畑、荻畑は単位面積が小でその推移が明らかでないので、畑地増加にどれだけ影響しているか不詳である。

原畑、芝畑は関東、信州の場合は共通して50%畑地化、残余は林地、採草地として存続している。林地、採草地は、農用林野としての機能をもち、農業経営の必須条件となっている。このことは中国高原の「株小作」の場合とよく似ていて、畑地経営が単に畑のみの小作関係と異なっており、林野を一括して貸借単位となっているのと根本的には同原則である<sup>33)</sup>。

武州足立郡植竹村、須野原村では、畑請地下命を受けたので、数年間開発作付けしたが収穫がほとんどなく、もとのとおり雑木林として年貢を免除し、野銭納付制度を申請したが許可にならず、反当2斗の斗代を貢納し続けた。しかし、地域が現在の大宮市域内なので、江戸での薪炭出荷で幕末まで貢納を続けることができた<sup>34)</sup>。庭木の販売も収入源であった。両村とも地租改正では山林として登記されている。

地租改正時点で小面積の畑請地をもつ村々では、その実情に応じて、畑地か林野のいずれかに含まれた。事例の多少からいうと武蔵野台地南部では畑、西部、北部では林野になった例が多い。これは西北地域では商品作物の作付、販売の有利性が欠けていたからである。

## むすび

以上記述したことを要約して結びとする。

a) 畑請地とは林野、牧地、河川敷などの土地

に対して、天領、藩領、旗本領を問わず、領主が普通畑に準じて畑系統の課税した土地である。b) 畑請地の成立期は明らかではないが、筆者の蒐集した資料によると、寛永8年(1631)の武蔵国入西郡葛貫村の林畑までさかのぼれる。しかし、太閤検地条目の中に山畑、野畑の名称もあるので、畑請地慣習はかなり古くから存在した可能性も考えられる。

c) 畑請地の名称中、林畑、野畑の名称は寛文元年検地以降、検地帳、年貢割付状、村方明細帳にしばしばあらわれる。その後延宝、元禄、宝永期のものが多出する。

d) 享保11年(1726)幕府は「新田検地条目」を発して、入会林野、秣場の新田開発を実施したが、この新田開発中に畑請地の名称が数多くあらわれる。

e) 畑請地の名称中、林畑の名称が最も多くあらわれる。野畑がこれに次ぎ、萱畑、芝畑、砂畑、萩畑、荻畑等20余名目があらわれる。

f) 畑請地の関東における分布は武蔵国が最多で、上野、房総がこれに次ぎ、相模、常陸、下野は少ない。

g) 関東近辺では、信濃、駿河に若干あらわれる。くわしい調査の進むにつれ、関東における分布は、さらに増加すると考えられる。本邦全域については未調査である。

h) 近世における畑請地は、幕府、諸藩、旗本が財政欠乏補充手段として設置したものといわれるが(関東地方史研究会の主張)、従来その地域的分布、その比較的研究はなされていなかった。

i) 畑請地の設置は入会林野、秣場等の村落共同体所有地に多く、これが農民個々に分割給与されたものが主であるので、零細農民の独立自営化上には寄与したが、厩堆肥給源の採草地の縮小化を意味したので、畑請地設置に対する農民の反応は地域差が大である。

j) 江戸近郊の地域では、積極的に畑請地の設置を希望した。下肥を江戸から安価に購入し、畑請地を野菜産地とすることが可能で、各種商品作物の江戸販売に有利であったからである。

k) 畑請地は本畑面積とは別個に取り扱われたので、普通畑とはその面積合計にされず、近世の畑面積とは別個に終止した。したがって現実には畑化の進んだ畑請地の村々では、農民の収入は大となる。

l) ただし、設置にあたって下畑、下下畑の位置づけされた畑請地も存在する。北武蔵の所沢近辺、上州勢多郡などの地域がそれである。勢多郡宮城村は耕地化困難な火山礫地域であるので貢納額さえも生産できず、農民は離村して廃村寸前まで追いこまれた。

m) 地域によって差異はあるが畑請地のうち、林畑、野畑地域では設置面積が大であることと、耕地化の可能な地域が多かったので、近世中に畑地化が平均50%は進んだ。この結果、明治の地租改正時点で、畑の地券の交付を受け、明治8年の耕地統計では畑の面積急増の一因をなしている。とくに狭山丘陵南部ではこの現象が顕著である。したがって明治初年の畑地の増加原因を、「隠し畑」の摘発、新墾地の増加によるとの見解は訂正を要する。

n) 民俗学分野で、近世～近代を通じて切替地としての畑請地が関東にはきわめて多く、その消滅は1950年頃との見解を示している学者があるが、これは今後歴史地理学の研究課題として重要である。現行不動産登記法における「雑種地」には、この例が存在するからである。(不動産登記準則117条地目の定め方)

o) 地租改正事業の進行過程では、地目が指定されるから、これに該当するよう近世の地目が改租地目にあてはめられるので、例えば焼畑に椿や茶を植えて椿畑、茶畑に固定した例がかなり存在する。畑請地以外で実質的に畑地となったものもある。

p) 畑請地の一種に柿畑がみられるが(立川)、なお精査をすれば、果樹名を付した畑請地も存在すると推定される。

礼言 本研究は、菊地利夫、上野福男、千葉徳爾先生の御指導を受けた。とくに菊地先生には種々の資料および資料解釈について特別の御力添えをいただいた。付して学恩に深謝する。

〔注〕

- 1) 永見山昌世「増補田園類説(享保年代)」滝本誠一編『日本経済叢書巻8』日本経済叢書刊行会, 1915, 68~71頁
- 2) 大石久敬「地方凡例録」『日本経済叢書巻31』91~100頁
- 3) 太政官「田畑名目之事」(元老院編)旧典編纂田制編(1883)によった。
- 4) 安藤博編「徳川幕府県治要略」柏書房, 1981, 132~136頁
- 5) 木村礎・伊藤好一著「新田村落」文雅堂, 1960
- 6) 黒田日出男「中世成立期における畠作の発展」民衆史研究17, 1979, 45~59頁。民衆史研究16号(1978)の「中世農業史・技術史の諸問題(一)」で黒田氏は中世の畑の類型を、里畑・山畑・焼畑に区分し、前二者を定畑であると述べている。
- 7) 田中豊治「焼畑, 牧, 牧畑と日本畑作展開問題」歴史地理学紀要23, 1981
- 8) 田中豊治「日本畑作農業展開と切畑の位置づけ」歴史地理学114号, 1981, 15~17頁
- 9) 東京学芸大学近世史研究会「下総国相馬郡野木崎村研究調査報告」1981, 20~27頁
- 10) 一般には雑事畑と記されているが、雑地畑と記す場合もある。機能的見地からみて雑事畑の用語が妥当と思う。
- 11) 福生市教育委員会蔵史料より表化した。
- 12) 前掲5) および小平町誌による。
- 13) 菊地利夫「武蔵野畑作新田における土地生産力の上昇とその関連諸問題」人文地理8巻, 1956
- 14) 川越市史編纂室史料より抽出した。
- 15) 新座市史編纂室史料より区分した。
- 16) 毛呂町史編纂室史料より判断した。判断にあたっては城西大学田村教授の合意を得た。
- 17) 大友一雄「武蔵野新田成立期における新田政策の展開」史翰第15号, 1978, 3~11頁
- 18) 宮城村教育委員前原秀雄所蔵文書閲覧により、前原氏と田中の見解の合意によった。
- 19) 佐原市史(1966)に詳記されている。
- 20) 菊地利夫教授の御教示を得た。
- 21) 本埜村の事例が詳細である。
- 22) 君津市教育委員会蔵の検地帳によった。
- 23) 越谷市史(1975)第1巻540頁に図示されている。
- 24) 島村芳宏「享保新田開発の一考察—武州見沼新田を中心に—」法政史論第5号, 1978, 51~61頁
- 25) 主として相模原市史の記述にしたがった。
- 26) 宮本常一(1973)『季刊人類学』4巻2号に掲載された座談会「焼畑の文化」の記事による。
- 27) 神奈川県史研究会『神奈川の歴史』第6巻, 1936
- 28) 1980年の現地調査。
- 29) 1980年の現地調査。
- 30) 前掲5)に詳しい。
- 31) 伊藤好一所蔵文書による。
- 32) 大宮市史編纂室蔵史料より計算。
- 33) 田中豊治「農地解放と山村」『現代地理学講座』第2巻, 1956, 177~196頁
- 34) 大宮市史(1977)による。

A Historical and Geographical Survey of  
*Hataukechi* of the Kanto District in the Edo Period

Toyaji Tanaka

The acreage of arable lands in the Kanto district increased remarkably during the Edo period. An important contributing factor in this increase in field acreage was the opening of the "new fields" (*shinden*), which was made possible by the reclamation of forest and plain lands, as exemplified by the Musashino diluvial lands and the areas at the foot of the Chichibu Mountain Range, all of which are to the northwest of Tokyo. Another important factor was the establishment of a peculiar type of field known as *hataukechi*, and the *hataukechi* system. Various forest and grasslands in the hilly and mountainous areas in the Kanto district were designated as *hataukechi* by the Tokugawa shogunate which then proceeded to levy taxes on the *hataukechi* as a means of alleviating its chronic financial difficulties. In spite of their great difference in nature from regular fields, *hataukechi* were considered as arable fields from the fiscal viewpoint, though the tax rates were not very high.

The *hataukechi* system had its commencement in certain areas at the beginning of the Tokugawa shogunate rule and spread all over the Kanto district after the revision of the taxation system in 1726 under the New Fields Surveying Decree (*Shinden Kenchi Jorei*). In studies carried out up to the present, it is generally recognised that *hataukechi* were essentially forest and grasslands and, even when arable as they were in some cases, had low productivity. The present author is doubtful of this assumption, however. The forest and grasslands might very well have been designated as *hataukechi* because it had been discovered that there was some possibility of cultivating them. At any rate, the peasants under the burden of the new taxation had to try to find some means of meeting it. When the cultivation of *hataukechi* was very difficult, as in the villages at the foot of Mt. Akagi, the peasants fled to work in the cities. But a total desertion such as this of a village was rather exceptional.

In many other villages, *hataukechi* were cultivated for the purpose of increasing production in order to pay the taxes on them. After the land survey (*kenchi*), the Tokugawa shogunate tried to rank these *hataukechi* as regular fields, in order to be able to levy higher taxes, but was consequently faced with the resistance of the peasantry and, especially, the menace of the desertion of villages by their peasant inhabitants. In order to ensure a continuing fiscal revenue and also to avoid rural disputes, the shogunate was compelled to refrain from further attempts to increase the tax rates for *hataukechi*. After the Meiji Restoration, in 1873 the Meiji government realised the revision of the land tax. As a result of this revision, a remarkable fact became evident: in the Kanto District, the acreage registered as regular fields increased by 50 per cent in comparison with that in the Tokugawa period. This was mainly because *hataukechi* came to be classified as regular fields under the new land estimation methods of the Meiji period as

seen, for instance, in the case of Kodaira, Tachikawa and Omiya in the suburbs of metropolitan Tokyo. We should stress the fact that such large-scale changes involving the transformation of *hataukechi* to regular fields occurred only in limited districts such as that of Kanto where large uncultivated uplands existed from the time of the Tokugawa period. Besides these changes, after the Meiji Restoration there came into being the shifting or rotational use of former *hataukechi*, whereby land would be allowed to revert to forest or grassland for a decade, alternating with another decade of cultivation as regular fields. Cases such as these were, however, few in number and limited in acreage.